

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月26日

【会社名】 積水ハウス株式会社

【英訳名】 Sekisui House,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役
社長執行役員 兼 CEO 仲井嘉浩

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中一丁目1番88号

【電話番号】 06(6440)3111番(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 菊地正宏

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目15番1号

【電話番号】 03(5575)1700番(代表)

【事務連絡者氏名】 業務役員IR部長 川畑弘幸

【縦覧に供する場所】 積水ハウス株式会社IR部
(東京都港区赤坂四丁目15番1号)
積水ハウス株式会社東京西支店
(東京都新宿区西新宿三丁目6番11号)
積水ハウス株式会社神奈川東支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目7番1号)
積水ハウス株式会社埼玉支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目7番5号)
積水ハウス株式会社千葉支店
(千葉市中央区問屋町1番35号)
積水ハウス株式会社名古屋東支店
(名古屋市中区栄三丁目18番1号)
積水ハウス株式会社神戸支店
(兵庫県明石市大明石町二丁目1番32号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所では
ありませんが、株主等の便宜のために備置しています。

1【提出理由】

2024年4月25日開催の当社第73回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年4月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金64円 総額41,479,926,208円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年4月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 50,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 50,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、仲井嘉浩、堀内容介、田中聡、石井徹、篠崎浩士、吉丸由紀子、北沢利文、中島好美、武川恵子、阿部伸一の10名を再選する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、和田頼知を再選する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	5,073,660	2,084	2	99.47%	可決
第2号議案					
仲井 嘉浩	5,017,552	52,187	6,015	98.37%	可決
堀内 容介	5,050,995	24,736	24	99.02%	可決
田中 聡	5,010,884	64,839	24	98.24%	可決
石井 徹	5,052,753	22,978	24	99.06%	可決
篠崎 浩士	5,052,575	23,156	24	99.06%	可決
吉丸 由紀子	5,060,995	14,737	24	99.22%	可決
北沢 利文	5,035,921	39,812	24	98.73%	可決
中島 好美	5,061,725	14,008	24	99.24%	可決
武川 恵子	5,061,201	14,532	24	99.22%	可決
阿部 伸一	5,061,877	13,856	24	99.24%	可決
第3号議案	5,070,779	4,991	2	99.41%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使並びに株主総会当日に出席のうえ賛成の意思表示が確認できた一部の株主の議決権の数の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、それら以外の株主の議決権については、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に加算していません。

以上